

# 電話網移行円滑化委員会 ヒアリング資料

2016/4/26

フリービット株式会社



- フリービットでは、2000年のISP's ISP事業の開始より、様々な企業に対してITインフラのバックエンド機能を提供

## ISP's ISP事業

全国のISP向けに、ISP事業を行うために必要なネットワーク、アプリケーション、サポート、管理機能等を提供

## MVNE事業

NTTdocomo社とL2接続をし、MVNOビジネスを展開したい企業をサポート

## クラウド事業

独自で構築したIaaSプラットフォームに加えて、IaaS上で動作するSaaS等を展開

## IP電話／050事業

IPv6で動作するIPビジネスホン、050電話アプリ、クラウドPBXサービスを展開

区分	項目	フリービット意見
基本的な考え方	①利用者保護・競争の在り方	特になし
移行後のIP網のあるべき姿	①ハブ機能の在り方	別紙1-①
	②簡便な事業者間精算の方法	別紙1-②
	③料金設定権の在り方	特になし
	④固定電話を無線で提供すること	特になし
	⑤自社の提供サービスの影響	特になし
	⑥高度電話サービス	別紙1-③
	⑦利用者周知や代替サービスの提供	特になし
	⑧利用者保護の観点から事業者に必要な対応	特になし
	⑨NGNの更なるオープン化	別紙2
	⑩中継選択機能について通話料競争	現行通り
	⑪マイライン	廃止
	⑫メタル電話の基本料競争	特になし
	⑬双方向型番号ポータビリティ	必要
円滑な移行の在り方	①円滑な移行のために留意すべき点	別紙3

## ① ハブ機能の在り方

<b>連携方式について</b>	SIPサーバの連携方式は二者間連携でよいが、POIについては案3もしくは案4のSIP-IX方式が望ましい
<b>SIP方言について</b>	SIPには方言があり、二者間で連携する場合にSBC（Session Border Controller）が必要になることが予想される。 すべての方言に対応することは困難であり、またSBCをどちらが負担するのかなどの問題が発生するので、相互接続用のSIP手順の業界標準化が必要である。
<b>コーデックについて</b>	例えば、携帯会社で標準化されているGSMコーデックは、NTT東西の光電話は対応しておらず、トランスレーターが必要になる。 現在は、NTT東西の相互接続（SS7）が変換機能を行っているので問題となっていないが、SIP二者間連携する場合は、対応コーデックの違いにより相互接続性が失われる可能性がある。 よって、例えば、GSM、G711はライフライン的なコーデックとして対応を義務付け、それ以外のコーデックはサービスライン的な対応として任意対応とするなどの策が必要である。 なお、ライフライン的に位置づけるコーデックはライセンスフリーのコーデックが望ましい。

## ② 簡便な事業者間精算の方法

### 従量制、定額制等について

アクセスチャージの精算方式として従量制もしくは定額制を取るのかについては事業者間協議でよいが、特に市場支配事業者（NTT東西及び携帯3社）のアクセスチャージの水準については、事業者間で公平になる規制が引き続き必要。

### アクセスチャージの利用者還元禁止について

通話料が準定額制もしくは定額制に移行してきている中で、一部の事業者は、受取アクセスチャージをポイント等で利用者に還元している例が見られる。

これは定額制通話サービスを利用している一部の利用者が利用者還元のある事業者に対し、不必要に電話をつなぎっぱなしにする行為を助長しており、相互接続を拒否する原因にもなりかねず、また事業者が準定額もしくは定額制の通話料金体系に移行することを阻害しており、国民全体の利便性向上にとって阻害要因であるため禁止すべきである。

## ③ 高度電話サービス

### 発信者識別番号について

例えば、NTTコミュニケーションズが提供するフリーダイヤル番号は、NTT東西が提供する光電話からフリーダイヤル番号を発信者識別番号として発信できない。

また、携帯電話においても、一部のIP電話通信事業者は、海外キャリアにIP電話で接続し、海外キャリア経由の国際電話の扱いで日本国内に着信しているのにも関わらず、あたかも国内電話であるように発信者識別番号を偽造している。これらの偽造発信者識別番号はAU、ソフトバンクはそのまま偽造発信者識別番号が表示されるのにドコモでは非通知と表示される。

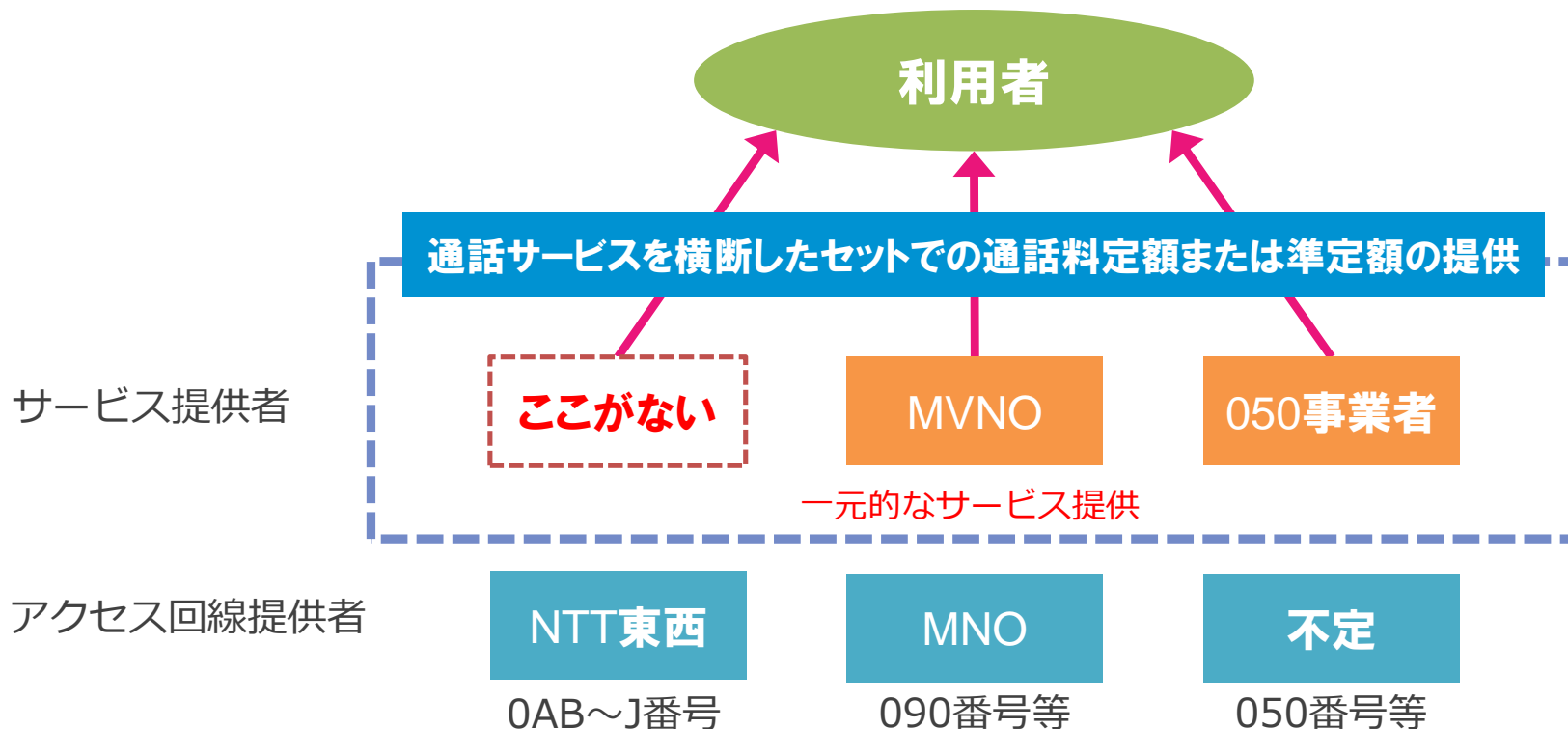
このように、発信者識別番号の扱いが事業者によってマチマチであることは発信者識別番号の信頼性を失わせ、利用者利便性の向上または利用者保護に役立たない。

今後、信号方式がSIP化された場合、さらに事業者毎に発信者識別番号の解釈が異なることが予想され、一層の信頼性が失われることが懸念される。

よって、発信者識別番号の扱いについて、なりすましの観点を加えた業界標準化の議論が必要である

## ① NGNの更なるオープン化

- 一元的な通話サービスの提供及び通話定額制もしくは準定額制に向けた対応について



事業者がNTT東西のアクセス回線を利用して0AB~J番号のクラスA通話サービスが提供できるように、優先制御の開放など必要な開放を行って欲しい。  
また携帯電話においても、090番号を使ったIP電話方式による通話サービスが提供できるように必要な制度整備をして欲しい。

## 本人性確認の意義 について

従来より、0AB～J番号は、ライフラインの位置づけから物理回線と電話番号が紐付いて、本人性確認が取れた電話番号として、電気通信事業のみならず金融契約など様々な業界において信頼性のある電話番号として取り扱われている。

アナログ電話からIP電話への移行においても本人性確認の意義が失われることがあってはならないと考える。

しかしながらすでに、NTT東西の光電話等を、電気通信事業者もしくは電気通信事業者ではない事業者が自分名義で契約して、その光電話回線をIP電話経由で第三者に貸す、いわば「外線レンタルサービス」なるものが多数存在しており、本人性確認の意義が失われつつある。

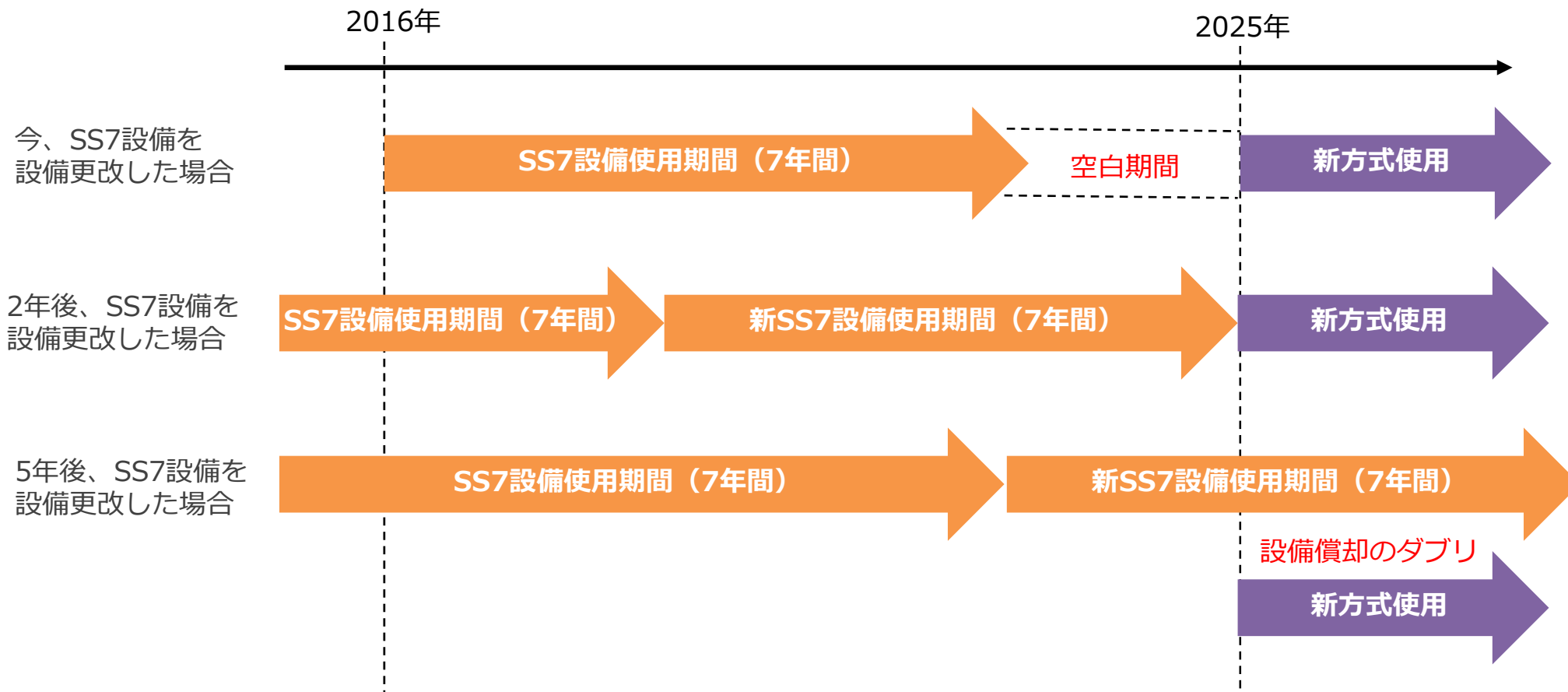
よって、電気通信事業者ではない事業者がこのような事業を行うことは禁止すべきであるし、電気通信事業者が行う場合は、電話サービスを行っている事業者と同等の本人性確認を義務付けて違反があった場合は取り締まれるように制度化する必要があると考える。

そうでない場合は、0AB～J番号の信頼性が失われ、0AB～J番号が振り込め詐欺などの電話犯罪の温床となることを懸念している。



## ① 円滑な移行の在り方

- 旧来設備の設備償却期間を考慮した新・旧方式の併用期間について



円滑な移行のために、設備の空白期間や二重の設備償却期間が出ないように、なるべく長期の旧方式・新方式の併用期間の設定を要望します。

## 支配的事業者の 定義について

固定電話を使わない若年層が増加している中で、狭義の通信市場における市場占有率において支配的事業者を定義すべきではない。全ての通信市場の契約者数において国民生活に影響を与える影響度において決めるべきであり、その意味では契約数から見て、NTT東西が支配的事業者であるならば、携帯3社も支配的事業者である。

## サービスの下位 互換性について

通信技術が急激に進化している中で事業者は旧サービスの継続性を義務付けすべきではない。もしNTT東西に義務付けするのであればきちんと制度化して携帯事業者にも義務付けすべきである。2025年には携帯事業者は3Gサービスを廃止しているかもしれないが、その時にMVNO事業者が既存のIoT利用などで3Gサービスの継続を求めたら携帯事業者は対応できるのか？

## 起因者負担に ついて

サービスの下位互換性と同様にNTT東西に起因者負担を求めるのであれば、制度化して携帯事業者にも義務付けすべきである。

## LRIC方式について

MVNO事業者から見ると携帯3社も支配的事業者であり、LRIC方式による費用算定をすべきである。現にNTTドコモと比較して、KDDI及びソフトバンクの卸価格は非常に高額であり費用算定が不透明である。

